

# 任意解散

## ◆概要

- 役員がそろっている又は規則に従って適正に役員を補充できる場合、「吸収合併」のほか、任意に解散する「任意解散」が考えられます（法43①）。
- 「任意解散」は、「吸収合併」と異なり、解散した後に清算手続が必要となりますが、解散するまでの手続は「吸収合併」と比べて比較的容易です。
- 規則変更が可能であれば、あらかじめ、法令の範囲内で、規則で定められている解散決定の手続（責任役員会以外の機関の同意等）や公告の方法などを現状に合わせて、簡便にしておくことも考えられます。
- 任意解散には、所轄庁の認証が必要となりますので、あらかじめ十分に所轄庁と相談してください。

## ■任意解散手続

### 1. 解散の決定について規則で定める手続

#### (1) 責任役員会の議決

任意に解散する旨を責任役員会で議決します（法44②）。規則に特別決議（例えば3分の2以上の賛成）などが定められている場合には、その定めにより議決します。規則に別段の定めがない場合には、責任役員の定数の過半数の議決によることとなります（法19）。

解散の決定に際しては、清算人の選任や残余財産の処分についても議決しておきます。

#### ①清算人の選任

規則に別段の定めがある場合及び解散に際し代表役員又はその代務者以外の者を清算人に選任する場合を除き、代表役員（又はその代務者）が清算人となります（法49①）。

#### ②残余財産の処分

残余財産の処分に関して、規則上「責任役員会で選定した者に帰属する。」などと規定されている場合には、残余財産の帰属先を決定しておきます。

規則に別段の定めがないときは、他の宗教団体又は公益事業のために処分する旨決議することもできます（法50②）。

★包括宗教法人に残余財産を帰属させることも考えられます。

#### (2) その他の機関の議決・同意

規則上、総代会など責任役員会以外の機関の議決・同意が必要な場合には、当該機関の議決・同意を経ます。

### (3) 包括宗教法人の承認

規則上、包括宗教法人の承認が必要な場合には、包括宗教法人の承認を経ます。

## 2. 信者その他利害関係人に対する公告

規則で定める手続を経た後、信者その他の利害関係人に対し、解散に意見があれば、一定の期間内（公告の日から2月以上）に申し述べるべき旨を公告します（法44②）。

公告方法は、掲示場への掲示や機関紙への掲載など規則で定めるところによります。掲示場に掲示する場合、公告開始日及び公告終了日は公告期間には算入されませんので、例えば10日間公告する場合には、1日目から12日目まで掲示します。また、後日、所轄庁等に対して公告したことを証するなどの観点から、信者等2～3名に掲示状況を確認してもらうほか、掲示状況の写真も撮っておきます。

信者その他の利害関係人が意見を述べたときは、その意見を十分に考慮して、解散手続を進めるかどうかについて再検討します（法44③）。

## 3. 解散認証申請

### (1) 解散認証申請

信者その他の利害関係人が意見を申し述べる期間を経過した後、所轄庁に任意解散の認証を申請します。

解散認証申請書の基本的な添付書類は下記のとおりです（法45）。

- ①解散・清算人の決定について規則で定める手続を経たことを証する書類  
責任役員会議事録、包括宗教法人の承認書等
- ②信者その他の利害関係人に対する公告をしたことを証する書類  
公告証明書、公告の写真等
- ③解散理由書

### (2) 解散認証書の交付

所轄庁による認証後、所轄庁から解散認証書及びその謄本が交付されます（法46②）。解散は、この認証書の交付によって効力を生じます（法47）。

## 4. 印鑑届・解散及び清算人兼任登記

認証書の交付を受けた日から2週間以内に、清算人（代表役員）は、解散及び清算人兼任登記を申請します（法57）。その際、印鑑届書も提出します。

解散及び清算人就任登記申請書には、上記印鑑届を行った印鑑を押印し、次のような書類を添付します。添付書類には原本を添付しますが、原本証明を付した原本の写しを併せて提出することにより、原本の還付請求ができます。

- ①所轄庁の証明のある解散認証書の謄本
- ②解散・清算人の決定について規則で定める手続を経たことを証する書類  
責任役員会議事録、包括宗教法人の承認書等
- ③規則

## 5. 解散及び清算人就任届

解散及び清算人就任登記後遅滞なく、所轄庁に解散及び清算人就任を届け出ます（法9）。

解散及び清算人就任届には、解散及び清算人就任が登記された登記事項証明書添付します。